# 《 事務所ニュース 2015年 6 月号》

# 岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ケ谷 1-7-8-101 TEL / FAX 04-7103-8252 URL: http://kashiwa-iwasaki-sr.com

E-mail: info@kashiwa-iwasaki-sr.com

ブラック企業の社名を公表 5月18日から 厚労省が対策発表 (日本経済新聞)

厚生労働省は15日、従業員に過酷な労働を強 いる「ブラック企業」対策を正式発表した。 従業員の違法な長時間労働で、年3回是正勧告 を受けた大企業の社名を公表する。18日から 実施する。公表の対象を広げ、過重労働を減ら す狙いだ。問題企業では労働時間を改ざんする など悪質な行為もあり、実効性の確保が課題に なる。

「決意の表れと取ってほしい」。15日の閣 議後会見で対策を発表した塩崎恭久厚労相は 強調した。これまで社名を公表していたのは是 正勧告に従わず、書類送検をした企業のみだ。 厚労省によると、2013年に労働基準監督署 が是正勧告したのは11万2873件あった。 書類送検したのは1043件で、勧告の1%に も満たない。

社名公表は複数の都道府県に支店や営業所 などを置く大企業を対象にする。中小企業は対 **象外だ。**1カ月間の時間外・休日労働が100 時間を超える従業員が1つの事業所で10人 以上か4分1以上で、1年程度の間に3カ所の 事業所で是正勧告を受けると、組織の問題とし て社名を公表する。

企業にとっては社名を公表されるとブラッ ク企業として認知され、イメージ悪化や人材確 保が難しくなる。違法な長時間労働をこれまで 以上に隠そうとすることも予想され、労基署の 調査能力の向上が求められそうだ。

違法な長時間労働で病気や自殺に追い込ま れる人が後を絶たず、厚労省はブラック企業の 監視を強化している。2014年11月には違 法な長時間労働が疑われる4561事業所に 立ち入り調査を実施し、半数の事業所に是正を 勧告した。

#### ストレスチェック制度について

厚生労働省は5月7日、今年の12月から始ま るストレスチェック制度について、実施マユア ルと「Q&A」を公表しました。マニュアルで は、実施方法・実施頻度と対象者・結果の通知 と通知後の対応など、主な項目別に具体的な対 応方法が記載され、「Q&A」では、費用を負 担するのは事業者か労働者か、といった実務的 な内容についての質問と回答が掲載されてい ます。

### 労働保険 平成27年の年度更新

労働保険の年度更新の時期がきました。 年度更新とは、平成26年度の確定保険料及び 平成27年度の概算保険料を申告・納付する手

続きです。

申請用紙は6月上旬に届きますので、ご確認く ださい。

なお、年度更新についてはお気軽に当事務所に お問い合わせください。

## 業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行 労使間トラブルの相談 (急増中) 就業規則等の人事制度構築 各種助成金の紹介、書類作成、提出代行 個別年金相談(老齢・障害・遺族) 給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)